

熱中症特別警戒情報等発表時
対応マニュアル

令和7年7月

大井町

第2版

熱中症特別警戒情報等発表時 対応マニュアル

熱中症特別警戒情報等が発表された際の対応方法について、次のとおり定める。

1 目的

町は、熱中症特別警戒情報等が発表された場合、子育て健康課、防災安全課、生活環境課を実施主体とし、関係各課と連携し熱中症対策を実施する。

2 用語の定義

(1) 熱中症特別警戒情報とは

都道府県において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合に発表される。

(2) 熱中症警戒情報とは

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、府県予報区等内（全国を 58 の領域に分けて発表される。）において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33（予測値）に達する場合に発表される。

3 運用期間

毎年 4 月第 4 水曜日 から 10 月第 4 水曜日 まで

4 各課の事務分担

課	主たる業務
子育て健康課	〈主管課〉全般の統制
防災安全課	防災行政無線の放送、あんしんメールの送信
協働推進課	LINE の発信
生活環境課	クーリングシェルター開設の統制
総務課	クーリングシェルターの設置
生涯学習課	

5 各警戒情報発表時の対応

(1) 熱中症特別警戒情報発表時の対応

ア 前日 10 時頃、県から熱中症特別警戒情報の発表予告メールを受信〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔生活環境課〕

イ 周知の準備を防災安全課、協働推進課へ依頼〔子育て健康課〕

ウ 前日 14 時頃、県から熱中症特別警戒情報の発表メールを受信〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔生活環境課〕

エ 発表メールの開封確認、もしくは受領確認メールを県へ返信〔子育て健康課〕（予告メールのみで発表メールがない場合には対応不要）

オ 防災行政無線の放送とあんしんメール及び LINE の発信等〔防災安全課〕
〔協働推進課〕

カ クーリングシェルター指定施設担当者へ開設依頼〔生活環境課〕

休日・祝日は3課の担当者の個人アドレスへ予告・発表ともにメールが届く。
担当者からメール受領確認メールの返信がない場合は日直へ連絡があるため、
その際は日直から担当者へ連絡する。

(2) 熱中症警戒情報発表時の対応

運用期間中の毎月初回の発表時には防災行政無線の放送、あんしんメール及び LINE にて周知を行う。また、月曜日を基準日とした各週開庁日における初回の発表時には、あんしんメール及び LINE にて周知を行う。なお、月曜日から金曜日までの間に発表がなく、土曜日及び日曜日に発表が予測される場合には、金曜日の予測値をもとにあんしんメール及び LINE にて周知を行う。

ア 月はじめパターン（毎月初回発表時）

(ア) 前日 17 時発表の予告を確認〔子育て健康課〕〔防災安全課〕

(イ) 防災行政無線及びあんしんメール、LINE における周知の準備、依頼
〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔協働推進課〕

(ウ) 当日 5 時の発表を確認〔子育て健康課〕〔防災安全課〕

(エ) 当日 9 時頃、防災行政無線の放送とあんしんメール及び LINE の発信等
〔防災安全課〕〔協働推進課〕

※LINE 発信が協働推進課職員以外での操作が困難なため、閉庁日の場合は防災行政無線とあんしんメールのみの実施とする。

イ 週パターンその 1

月曜日を基準とした各週の開庁日における初回発表時

(ア) 前日 17 時発表の予告を確認〔子育て健康課〕〔防災安全課〕

(イ) あんしんメール及び LINE における周知の準備、依頼〔子育て健康課〕
〔防災安全課〕〔協働推進課〕

(ウ) 当日 5 時の発表を確認〔子育て健康課〕

(エ) 当日 9 時頃、あんしんメール及び LINE の発信等〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔協働推進課〕

ウ 週パターンその 2

開庁日に発表がなく週末の発表が予測されている場合

(ア) 金曜日 5 時発表の予告を確認〔子育て健康課〕〔防災安全課〕

(イ) あんしんメール及び LINE における周知の準備、依頼〔子育て健康課〕
〔防災安全課〕〔協働推進課〕

(ウ) 17 時の発表を確認〔子育て健康課〕

(エ) あんしんメール及び LINE の発信等〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔協働推進課〕

エ 週パターンその3

週の最後の開庁日に初回の発表があり週末の発表が予測されている場合

(ア) ～ (ウ) 「週パターンその2」に同じ

(エ) あんしんメール及び LINE の発信等〔子育て健康課〕〔防災安全課〕〔協働推進課〕

熱中症警戒情報発表時は、県からの連絡はないため、各担当は環境省・気象庁の発表に留意する。

6 その他

対応マニュアルに疑義が生じた場合は、臨機の処置を取るとともに、必要に応じマニュアルの改訂を行うものとする。